

視聴者プライバシー保護WG(第6回) における主な御意見

平成29年5月11日

事務局

(1) 要配慮個人情報情報の推知

指摘された論点	構成員等の指摘
推知の禁止の範囲の明確化	記載例について、データベースへの格納を禁止するものは、「思想・信条のカテゴリ」では狭く解釈されるおそれがあるのではないかと。「これを推知させるカテゴリを含む」と追加すべき。【大谷構成員】
	「思想・信条」では、これに該当しないと言い訳されてしまうため、これに準ずるカテゴリも格納してはならないとすべきとの趣旨の提案であれば賛同する。【小塚構成員】
	思想・信条に当たるか否かわからない具体例はたくさんあると思われるが、とりわけ問題になる可能性があるものを、思想・信条に類する具体例として指針に書かれている方が、事業者団体にとってやりやすいのであれば、そのような対応もあるのではないかと思う。【宍戸主査】

(2) テレビ受信機を世帯で共有する場合の同意の撤回

指摘された論点	構成員等の指摘
同意の撤回の主体と撤回の有効性	同意の撤回（視聴履歴の取得の停止）は、世帯の構成員のプライバシー保護の観点及び事業者負担のバランスの観点から、世帯の誰からでも受け付けることにするのが望ましいのではないかと。視聴履歴を取得されて得られる利益と比較すれば、取得されない意向が優先されるべき。せいぜい、取得時の手続との平仄からすれば、撤回においても本人以外の世帯構成員から受け付ける場合、本人の同意が必要であることを注意喚起させる程度ではないかと。【森主査代理】
	視聴履歴を取得されることと取得されないことのどちらを優先するかは、非常に大きな問題提起。取得されないことに優越性があるという整理は、利活用よりもプライバシーに譲った仕切りとなるが、反対はしない。【小塚構成員】
	ガイドライン上は、同意の撤回は本人の申出が本則。本人以外の世帯構成員から受け付ける場合には、本人から同意を得ていることを合理的な方法で確認することが望ましいと考える。同意の際に世帯構成員に周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起することと合わせ、撤回の時も本人の同意が必要であることを注意喚起するという整理も、合理的な確認としてよいのではないかと。【宍戸主査】

(3) 保存期間の具体的な期間設定について

指摘された論点	構成員等の指摘
合理的な保存期間の設定	<p>「利用目的を特定して必要な範囲内の保存期間を定め」とあるが、永遠に保存するとの宣言も可能と読める。合理的な保存期間や長期間蓄積のリスクに言及し、無制限な保存期間が適切でないことに言及すべきではないか。【長田構成員】</p> <p>視聴履歴の利用目的の特定及び保存期間の設定として見出しを立てた上で、利用目的を特定したら、それとの関係で合理的な保存期間の幅というのが一定程度決まってくること、そうでないと、保存期間を書く場合、書かない場合のいずれであっても、どういう場合に消去するのかということ自体が決まってくること等のそもそも論について、少し記述があった方が良くはないかと考える。視聴履歴は保存期間さえ定めれば、その定めた期間はずっと持っていて良いということは、法律上もあり得ない。【宍戸主査】</p>